

入札監理小委員会における審議の結果報告

永田町合同庁舎の施設管理・運營業務

永田町合同庁舎における施設管理・運營業務については、平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 3 年間の契約期間として官民競争入札による事業を実施しているところ。契約期間終了後の平成 24 年 4 月からの事業については、3 年間の契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められている。(2 期目)。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1 アンケート調査について

【論点】

アンケート調査において受託事業者の業務を適切に評価するための設問等の設定方法を検討するべきではないか。

【対応】

アンケート調査については、受託事業者のみにより改善できる事項に関する設問に修正した(実施要項(案)別紙 1)。また、サービスの質の設定においては、80%以上の入居者から「満足」、「ほぼ満足」又は「普通」との回答が得られるものとするよう変更した(実施要項(案) 8 頁)。

2 情報開示について

【論点】

事業実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫(企画書の提案)が可能となるよう十分に情報開示することが必要ではないか。

【対応】

「従来の実施状況に関する情報の開示」においては、「従来の実施に要した経費」として、各業務に要した委託費の内訳を、また、「従来の実施に要した人員」として、各業務に要した人員の内訳を記載する等として、十分な情報開示に努めた。

3 パブリックコメントへの対応について

実施要項（案）の意見募集において、10件の意見が寄せられており、主な意見と対応については以下のとおり。

【意見】

「エネルギー管理業務」について、今回の仕様から当業務が追加となっておりますが、追加された理由如何。また、業務内容はどのようなものか。

【対応】

落札事業者が永田町合同庁舎に係るエネルギーの使用状況を把握すること等により、内閣府に対して温室効果ガスの削減に係る提案を行うことを通じて、同庁舎に係る温室効果ガスの削減に寄与することを目的として設定した。

具体的な業務については、本実施要領（案）において、1（2）①（ウ）「省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務の遂行に当たって温室効果ガスの削減に努めること」をサービスの質の水準として求めていることから、落札事業者には、温室効果ガスの削減のための提案を行うとともに温室効果ガス削減のための取組を実施することとなる。

なお、上記を踏まえ、業務の実施にあたり法令上必要な資格としてエネルギー管理士があるため、当該資格を実施要領（案）に追記する（実施要項（案）11頁）。

以上